長浜市創業支援資金融資の取扱要領

1　保証概要

資金使途	長浜市内で新たに事業を開始するために必要な設備資金および運転資金
融資対象者	次のいずれかに該当する者 ①　事業を営んでいない個人であって、貸付実行日から１か月以内（市の特定創業支援の証明を受けた者は６か月以内）に市内において新たに事業を開始する具体的な計画を有するもの ②　事業を営んでいなかった個人であって、市内において新たに事業を開始した日以後３年を経過していないもの ③　事業を営んでいない個人であって、貸付実行日から２か月以内（市の特定創業支援の証明を受けた者は６か月以内）に市内において新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの ④　事業を営んでいなかった個人により市内において新たに設立された会社であって、その設立の日以後３年を経過していないもの ⑤　中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、市内において新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立される会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの ⑥　中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、市内において新たに設立された会社であって、その設立の日以後３年を経過していないもの ⑦　②に規定する創業者であって、市内において新たに会社を設立したもの（以下「会社設立創業者」という。）が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、当該会社設立創業者が事業を開始した日以後３年を経過していないもの
融資限度額	運転・設備の合計で２，０００万円
融資利率	優遇料率　年１．５％※ 標準料率　年１．７％ ※優遇料率適用は既存残高も含め借入金額１，０００万円まで
融資期間	設備資金　７年以内（据置１年以内） 運転資金　７年以内（据置１年以内） ※条件変更時の最長延長期間は３年まで
信用保証料率	標準保証料率　年０．５％ 優遇保証料率　年０．０％※ ※優遇保証料率適用は既存残高も含め借入金額１，０００万円まで
返済方法	元金均等割賦償還
担保・保証人等	無担保。原則として法人の代表者を除いては、保証人を徴求しないこととする。
取扱金融機関	滋賀銀行、長浜信用金庫、大垣共立銀行、関西みらい銀行、 京都銀行
借入申込先	金融機関

R8.9.15

２　借入申込書類

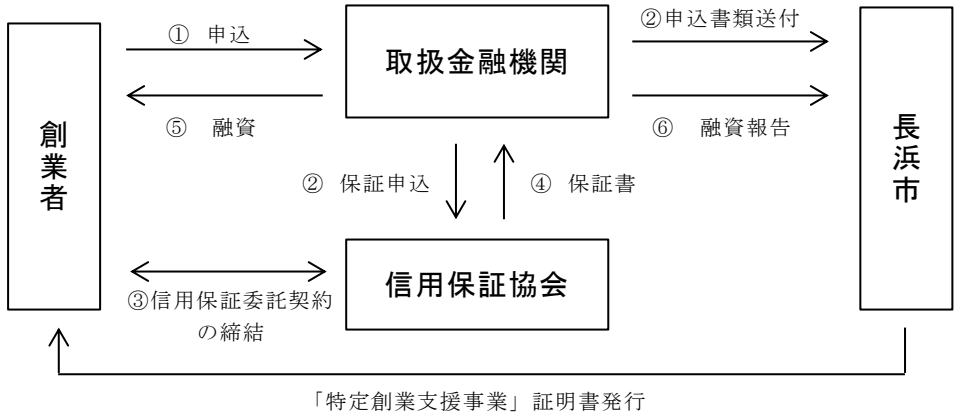
◆ 共通

① 融資申込書（要綱様式第１号の１、様式第１号の２）
② 創業計画書（要綱様式第２号）
③ 長浜市創業支援資金チェックリスト（要綱様式第３号）
④ 市税等に未納がないことを証する証明書（法人の場合は代表者）
⑤ 市の特定創業支援事業の支援を受けたことの証明書（支援を受けている場合）
（＊原本は信用保証協会に送付。）
⑥ 個人情報の提供に関する同意書（様式第４号）
⑦ 誓約書（様式第５号）
⑧ 保証料補給申請書(様式第６号)
⑨ 許認可、免許、登録等を必要とする事業は、許認可書等の写し
⑩ 法人の登記事項証明書（原本）および定款の写し
⑪ 事業所の使用権を証する書類の写し（賃貸借契約書・請負契約書・売買契約書等）

◆ 設備資金の場合

⑫ 融資対象の契約書または見積書、カタログ、設計図、図面等の写し
⑬ 建築確認済証の写し（融資対象が建築物の場合）

３　融資事務の流れ



※②取扱金融機関から長浜市へは様式第１号から様式第５号の写し、保証料補給申請書(様式第６号)を送付する。

４　その他のポイント

① 他に事業を営んでいる者等の申込みは不可とする。
② 融資の決定までに時間を要するため余裕をもって申し込むこと。
③ 取扱金融機関は、融資実行後長浜市に「融資実行報告書（要綱様式第７号)」を提出する。
④ 融資実行後、条件変更の必要が生じた場合は、契約当事者（債務者、取扱金融機関および信用保証協会）の合意によるものとし、手続きは「保証条件変更申込手続（信用保証協会所定)」に準じる。
⑤ 融資実行後、事業開始３年を経過していない時点で創業により行う事業の実施のための資金が必要となった場合、既存分の融資を回収することができる。
ただし、回収できるのは長浜市創業支援資金のみとする。